

児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）

～すべての就学児童の放課後を豊かにするための取り組みについて～

令和 年 月

はじめに

日本の人口は、平成 20(2008)年を境に減少に転じ、枚方市では平成 24(2012)年を境にして人口が減少に転じています。人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させるとともに、その状況は、社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出をもたらすという「縮小スパイラル」を引き起こします。

このままでは、約 80 年後の 2100 年には、日本の人口は 5,000 万人を切り、高齢化率は 40%を超えると推計されており、人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会や枚方市を維持していくことは、喫緊の課題となっています。

人口減少への対応として、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成 26 年 12 月）の中で、出生率を向上させる「積極戦略」と、人口減少に対応できる効率的かつ効果的な社会システムを再構築する「調整戦略」を同時並行的に進めていくことの必要性を説いています。

同ビジョンの中で、国は今後の取組の基本的視点として、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決の 3 つの視点を挙げています。

上記②の「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」については、積極戦略の一環である晩婚化、非婚化対応としての「安定的な経済基盤の確保」と、調整戦略の一環として、若い世代の子育ての希望を実現する観点からの「子育て支援」「子育てと就労を両立させる『働き方』の実現」に向けた取組の重要性を説き、特に「子育て支援」は喫緊の課題としています。

一方、子どもをめぐる状況に眼を向けると、子どもの貧困及びその連鎖、格差の拡大と固定化、地域の人々の間の付き合いが疎遠になるなどの地域のつながりの希薄化や、3 世代世帯の比率の低下と一人親世帯の増加など、世帯構造の変化等に伴う、困難を抱えた親子などの孤立、家庭の中での子どもの社会性や自立心の育ちに係る課題といった、社会的な課題が明らかになっています。

子ども自身の課題についても、子どもの生活実態などの変化に伴い、子どもの成長に必要な要素であると言われる、自由で自主的な子どもの時間、安全に自由に遊べる空間、異年齢の集団を含む仲間、いわゆる「3 間（さんま）」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや文化芸術体験、自然の中での豊かな体験等を通じて、学力向上や心身の健全な発達に資することが求められています。

このように現在の子どもや子育てをめぐる課題は複雑に入り組んでおり、家庭だけ、学校だけで解決できるものではありません。

課題解決に向けては、社会全体で対応する仕組みづくりが必要です。子どもが家庭以外で過ごす頻度の最も高い場所である、地域の学校を核として、学校教育だけでなく、放課後や休日などの社会教育のフィールドにも着目し、「地域の未来を担う子どもたちの成長は、その地域に住む人々の希望である」ことを踏まえ、行政だけでなく地域も巻き込み、地域全体で子どもの教育と子育てを支援する取組が求められています。

これまで地域では、子どもの健やかな成長を願い、地域コミュニティをはじめ、多くの地域の方々が、さまざまな取り組みに参画されています。この取り組みの輪が広がり、さらに豊かな児童の放課後環境が実現されることを期待します。

本答申は、本審議会が平成 29 年 9 月、枚方市教育委員会から「児童の放課後対策に関する基本計画の策定について」諮問を受け、これまで〇〇回にわたり検討を重ね、市民等の意見も踏まえた結果をまとめたものです。本計画が子育て支援と子どもの放課後環境の整備に寄与し、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現に向けた一助となることを期待します。

《目 次》

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置付け	
3. 計画期間	
4. 計画の策定体制	
5. 計画の進行管理	
第2章 枚方市の現状と課題	4
1. 子どもの放課後をめぐる状況	
2. 留守家庭児童会室事業	
3. 放課後自習教室事業	
4. 放課後子ども教室モデル事業	
5. 放課後対策関連事業の連携	
6. 財源の確保	
第3章 計画の体系	20
1. 基本理念	
2. 基本的な考え方	
3. 児童の生活環境の変化に応じた放課後対策の実施	
第4章 これからの放課後対策の方向性	24
1. 留守家庭児童会室	
2. 放課後自習教室等	
3. 放課後子ども教室	
4. 留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の総合的かつ効率的・効果的な運営と連携	
第5章 計画的な放課後環境の整備	26
1. 国が掲げる目標と現在の本市の状況	
2. 計画的な放課後環境整備の内容	
(資料) 児童の放課後対策審議会 委員名簿および審議経過	30

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

共働き家庭が直面する「小1の壁（注1）」を打破するとともに、次代を担う生きる力を備えた人材を育成するためには、小学校に就学している全ての児童が、放課後を安全安心に過ごし、多様な活動に参加できる環境整備が不可欠です。

従来教育委員会では、児童の放課後環境の整備として、留守家庭児童会室において、保護者の就労等により保育を必要とする児童に、安全安心な放課後の居場所を提供し、また、全ての児童を対象として、放課後自習教室を実施して、多くの児童がこれを活用しています。

今後は、留守家庭児童会室と放課後自習教室に加え、全ての児童が利用できる、安全安心で多様な活動や体験ができる居場所を整備することで、全ての児童にとって、すこやかな成長に必要とされる3間を確保・充実することが必要です。

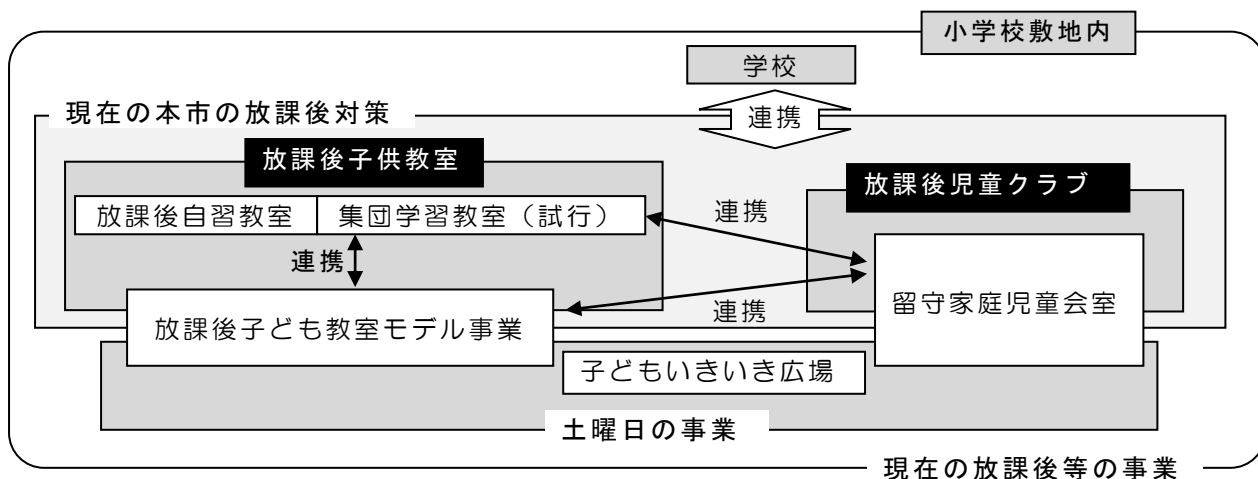
教育委員会では、この考え方を踏まえ、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度に亘って、全児童を対象とした放課後子ども教室モデル事業（注2）を小学校4校で実施し、課題の抽出を行うとともに、保護者や子どもたちにアンケート調査（注3）等を行って、ニーズの把握も行ってきました。

また、児童の学力向上の観点から、従来の放課後自習教室に加え、児童の学力向上の観点から、モデル事業実施校において、集団学習教室を試行実施しています。

今後、児童の放課後対策をより効率的・効果的に進めるためには、留守家庭児童会室、放課後自習教室・集団学習教室（以下「放課後自習教室等」という。）及び放課後子ども教室が緊密に連携しながら運営を行っていくことが必要です。

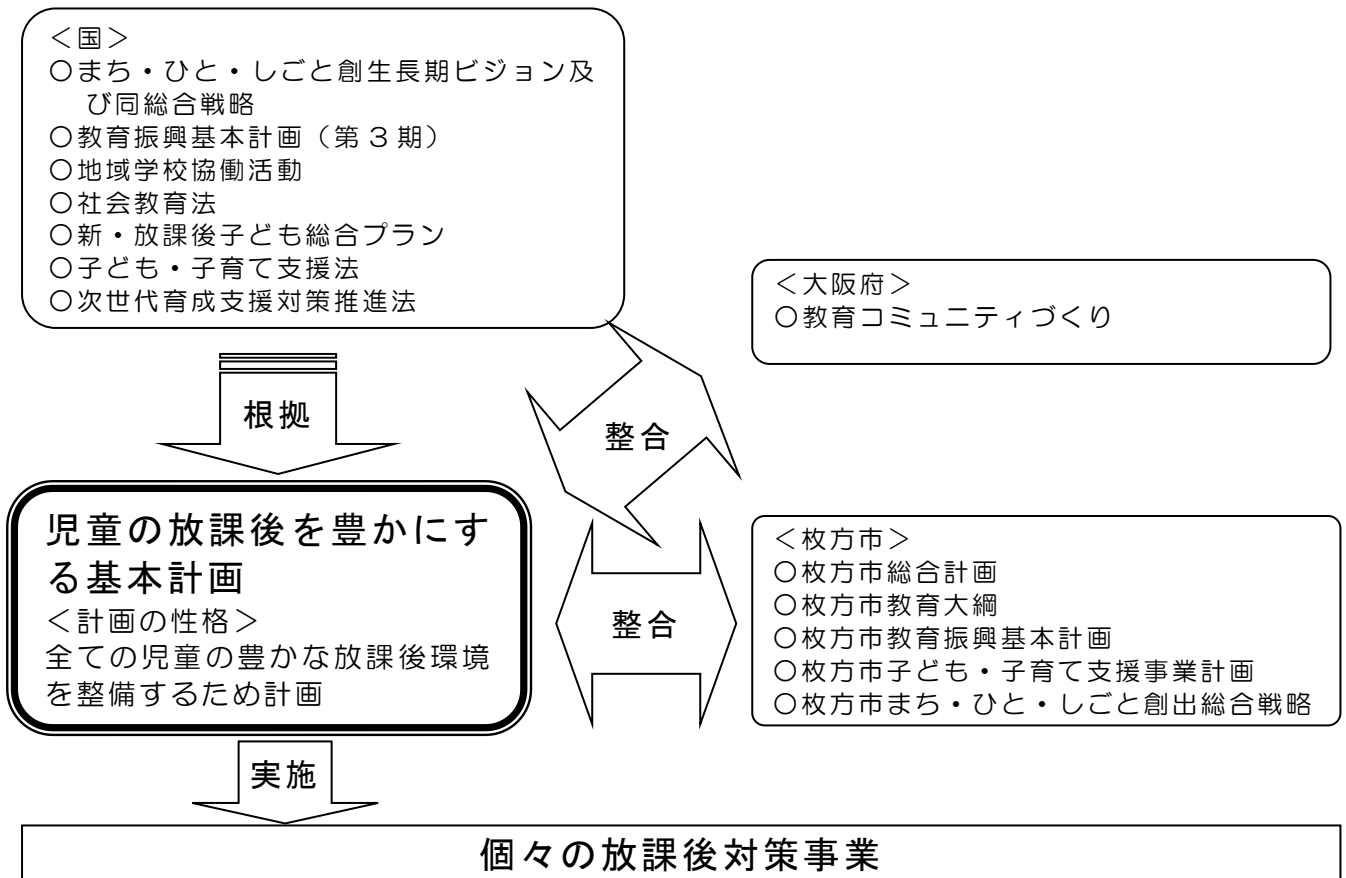
以上を踏まえ、全ての児童の豊かな放課後環境を整備するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」（注4）や「枚方市子ども・子育て支援事業計画」（注5）ほか、関係法令・計画等を踏まえ、「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定します。

なお、「新・放課後子ども総合プラン」では、①放課後児童クラブ（注6）及び放課後子供教室（注7）の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策、②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量、③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策等を内容に盛り込んだ市町村行動計画等を策定することが示されていることから、本計画はこれらの観点を踏まえた基本計画とします。



2. 計画の位置付け

本計画は、国の「新・放課後子ども総合プラン」「子ども・子育て支援法」等、大阪府の「教育コミュニティづくり」、本市の総合計画や教育振興基本計画等を踏まえ、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら策定します。



<国の「新・放課後子ども総合プラン」等に基づき計画に盛り込むべき内容>

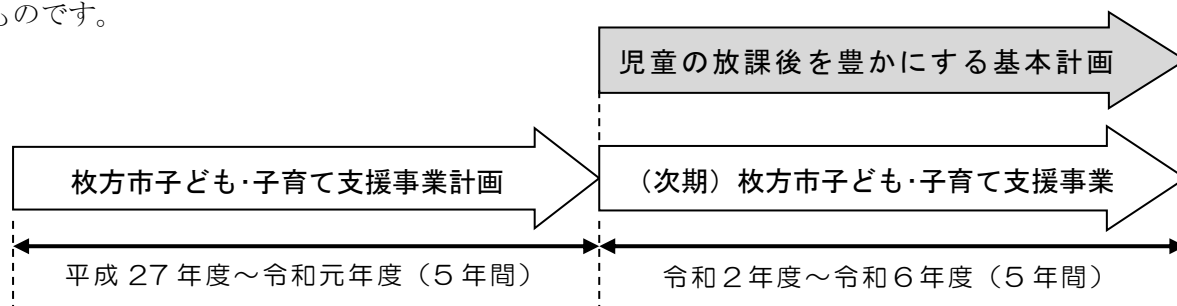
- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、以下（※）に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩以下（※）に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

（※）放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了時に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

3. 計画期間

計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

これは、本計画が「枚方市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図る必要があり、同計画の次期計画期間が、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までであることから、これに期間を合わせるものです。



4. 計画の策定体制

(1) 児童の放課後対策審議会における審議

本計画の策定にあたっては、児童福祉や社会教育、地域コミュニティ等さまざまな分野の関係者で構成する「児童の放課後対策審議会」において審議を行い、幅広い意見交換を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、小学生及びその保護者を対象にアンケートを実施しました。

児童の放課後の過ごし方に関する調査（以下「児童の放課後の過ごし方調査」と表示）は、市内 45 小学校の2年生と4年生の各1クラスを指定し、児童とその保護者それぞれを対象として実施しました。また、留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査（以下「留守家庭児童会室利用調査」と表示）は、市内 45 小学校の留守家庭児童会室に入室している児童とその保護者を対象に実施しました。

区分	実施時期	配布数	有効回収数	有効回収率	
児童の放課後の過ごし方調査	平成 28 年 11 月	5,128	4,633	90.3%	
留守家庭児童会室利用調査	平成 29 年 10 月	8,126	7,230	89.0%	
放課後子ども教室モデル事業 利用者アンケート	平成 30 年 11 月	児童	543	243	44.8%
		保護者	543	258	47.5%
	平成 31 年 2 月	児童	572	217	37.9%
		保護者	572	229	40.0%

(3) 意見募集の実施

本素案確定後に審議会名で実施予定（令和元年 10 月頃を想定）

5. 計画の進行管理

本計画に基づく児童の放課後対策推進の検証については、外部有識者で構成する「児童の放課後対策審議会」において行います。また、進捗状況は、市ホームページ等で公表し、周知を図ります。

第2章 枚方市の現状と課題

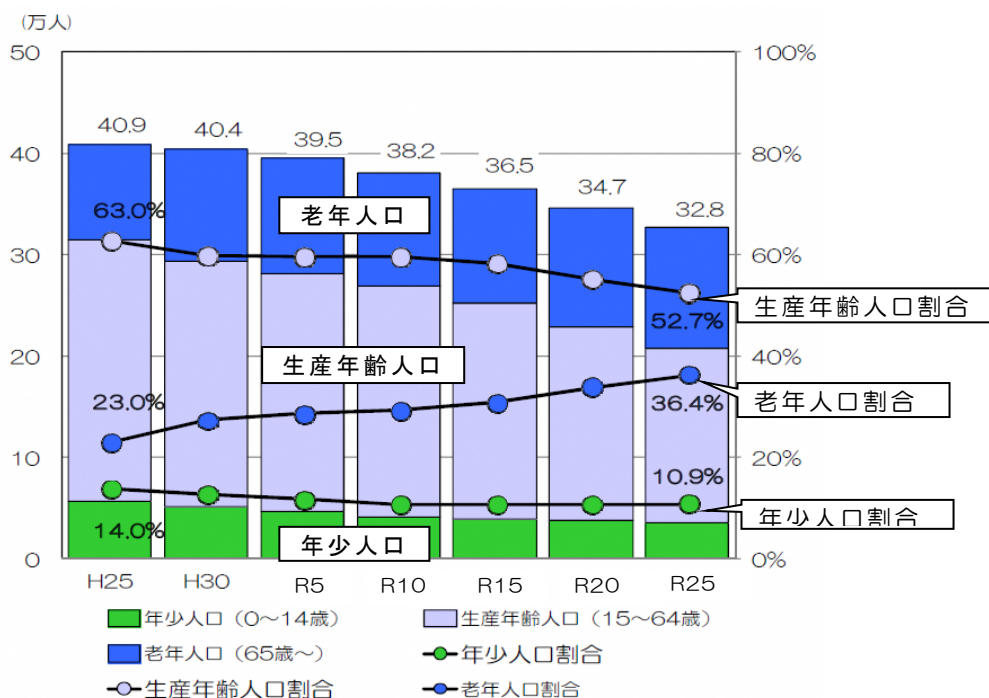
1. 子どもの放課後をめぐるとの状況

(1) 子育て環境

①現状

a.本市の人口の将来予測

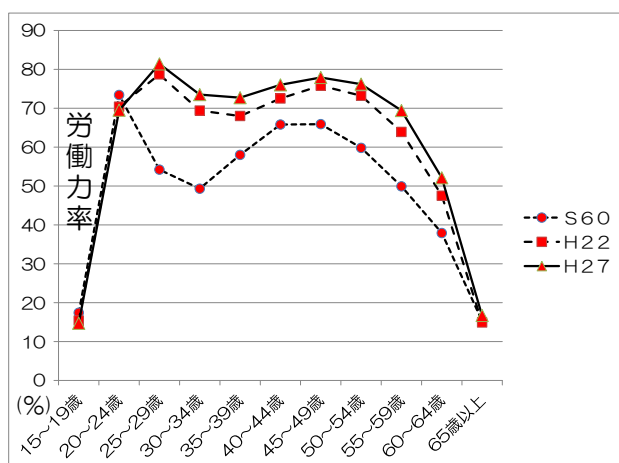
本市の人口の将来予測を見ると、総人口の減少に伴い、生産年齢人口と年少人口が減少していく一方で、老年人口は増加し、総人口に占める老年人口の割合は平成25年の23%から平成55年（令和25年）の36.4%へと増加すると予測されています。



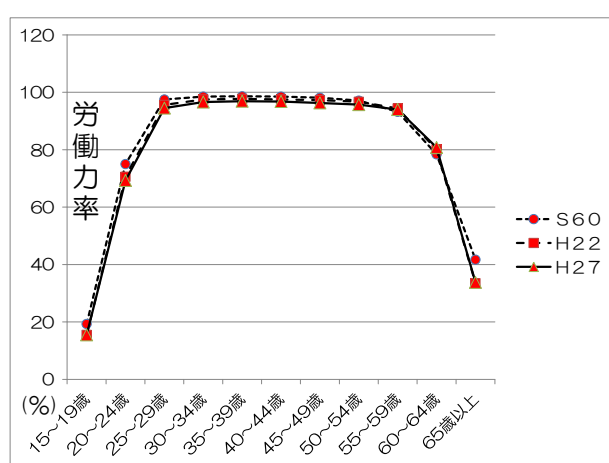
枚方市人口推計調査報告書 [平成26年]より

b.女性・男性の労働力率の推移（昭和60年・平成22・27年比較）

女性・男性の労働力率の推移を見ると、男性と比べて女性は、年を追うごとに男性に近づいてきているものの、子育て期の就業率が低い傾向にあります。



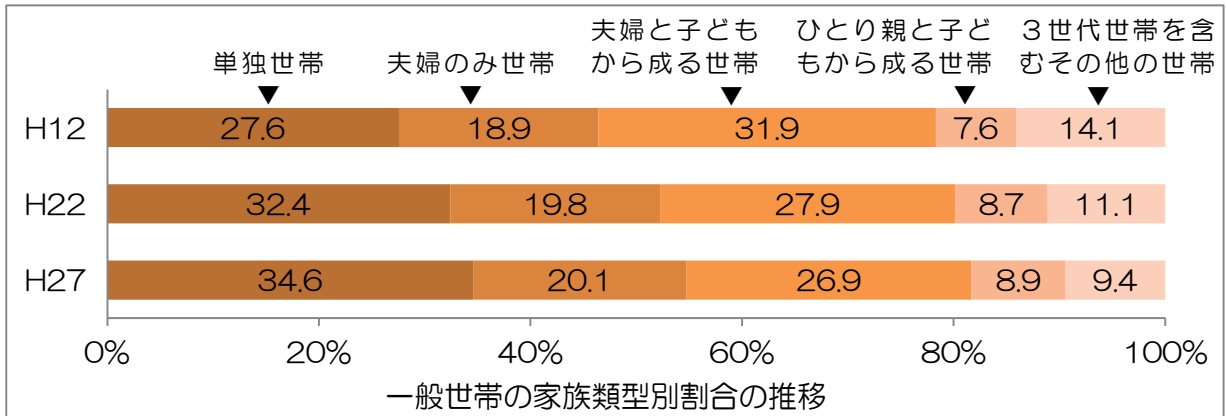
(女性)



(男性)

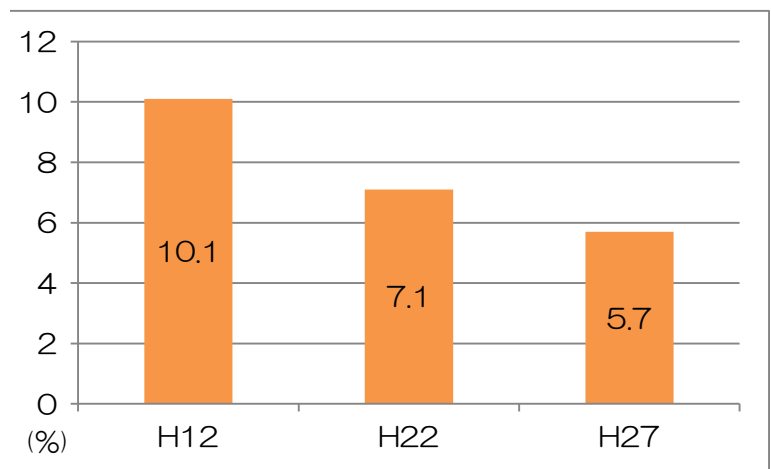
平成27年 国勢調査より

c. 総世帯数に占める 3 世代世帯の割合の推移（平成 12 年・22 年・27 年比較）



平成 27 年 国勢調査より

上記は家族類型別割合の推移を示したグラフです。単独世帯（世帯員が一人の世帯。単身世帯、シングル世帯とも言う）が増加する一方で、子どものいる世帯は減少しており、3 世代世帯が含まれる「その他の世帯」も減少しています。右は全世界帯の中から 3 世代世帯だけを抽出してグラフ化したもので、同世帯は年々減少しており、共働き世帯やひとり親世帯が祖父母にわが子の見守りを期待することが難しい状況にあることがわかります。



総世帯数に占める 3 世代世帯の割合

平成 27 年 国勢調査より

②課題

本市の将来人口予測では、総人口・年少人口ともに減少し、総人口に占める生産年齢人口も減少していくと予想されており、活力ある枚方市を維持・発展させていくためには、人口増加や生産年齢人口の増加に大きく関係する子育て世代をターゲットにした、魅力的なまちづくりが求められています。

また、3 世代世帯の減少が続き、家庭内で放課後の子どもの見守りが可能な環境を確保することが難しい状況の中で、男性に比べ、子育て期の女性の就業率が低い現状を踏まえると、年齢を問わず、女性が働きやすい環境の整備に取り組んでいくことが求められています。

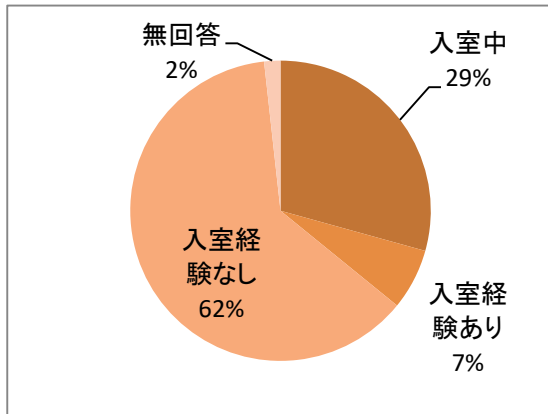
(2) 児童の放課後の過ごし方

枚方市教育委員会では、平成 28 年度に市立小学校全 45 校の 2 年生・4 年生及びその保護者を対象に、「児童の放課後の過ごし方に関する調査」（注 8）を実施しました。

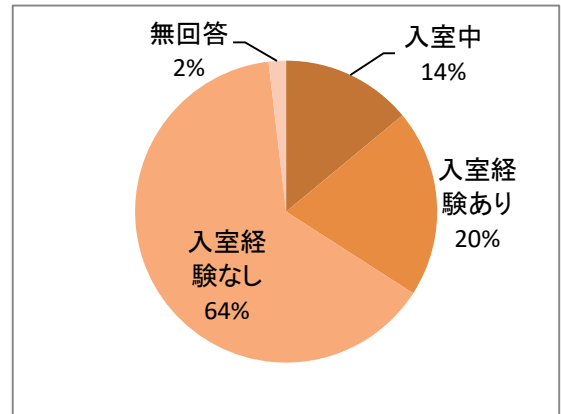
そこで明らかになった、児童の放課後（授業がある日）の過ごし方の概要は次のとおりです。

①現状

a.留守家庭児童会室への入室状況

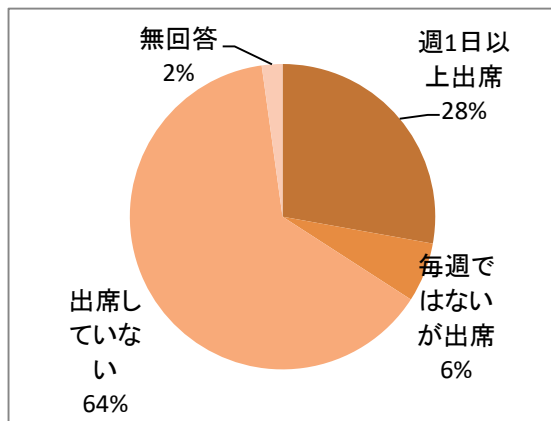


(2年生)

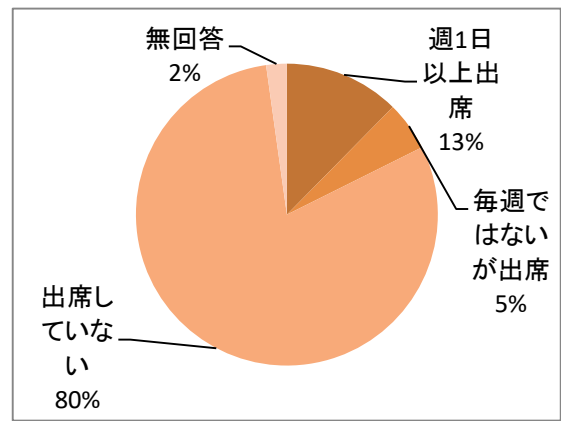


(4年生)

b.放課後自習教室への出席状況

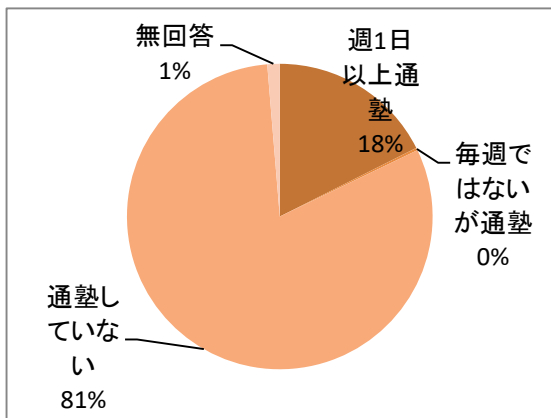


(2年生)

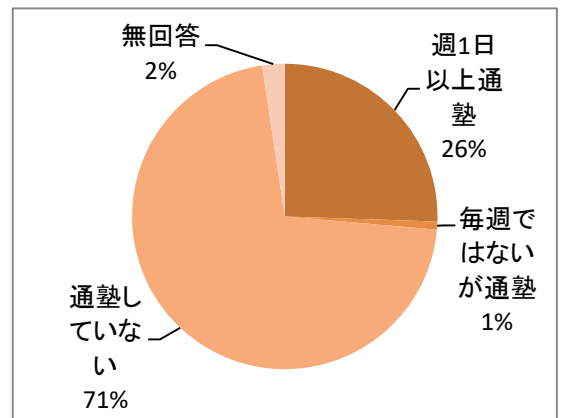


(4年生)

c.学習塾への通塾状況

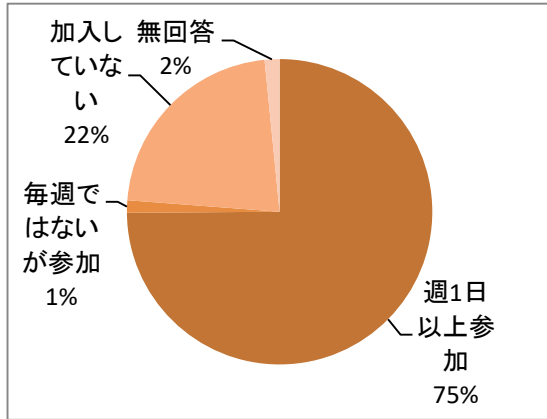


(2年生)

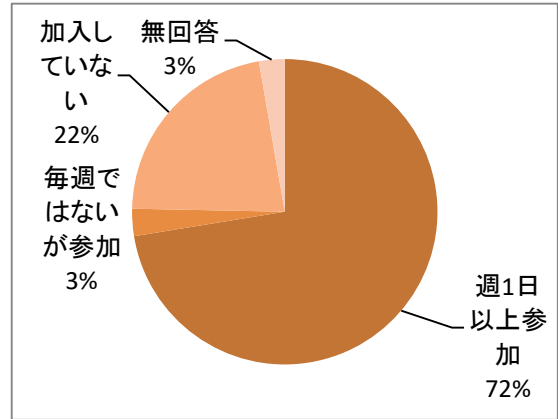


(4年生)

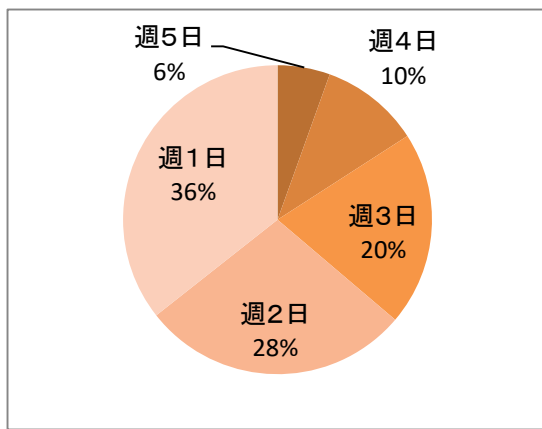
d. 習い事への参加状況



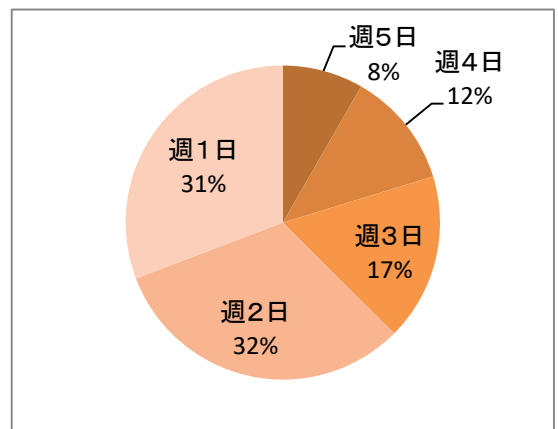
(2年生)



(4年生)

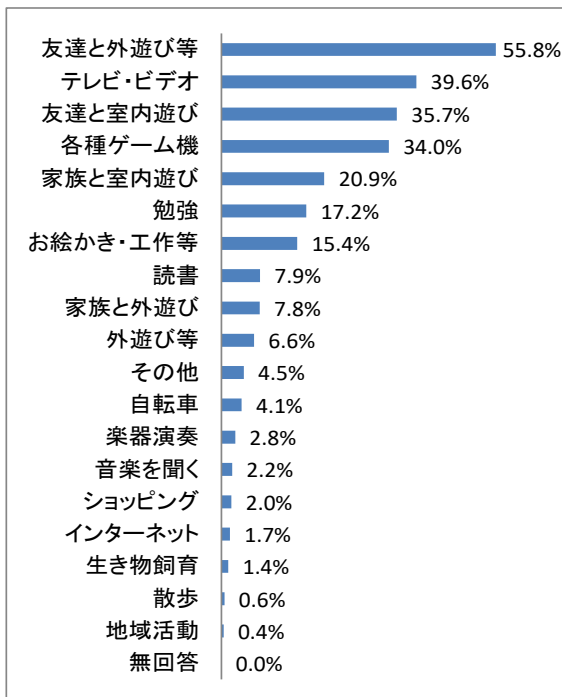


[週1回以上参加の内訳] (2年生)

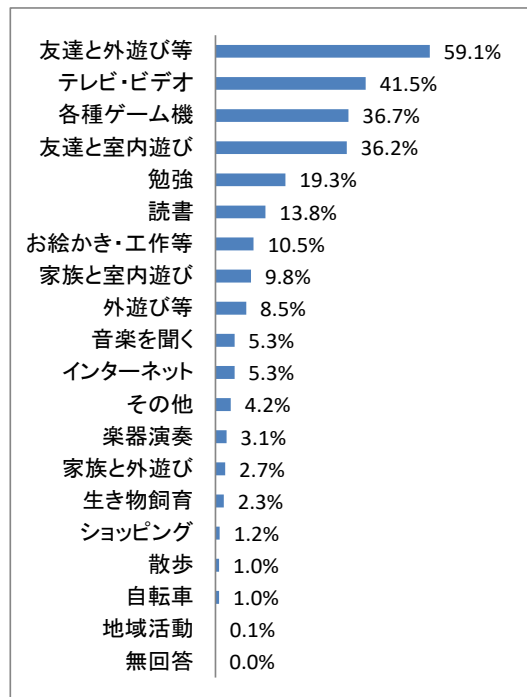


[週1回以上参加の内訳] (4年生)

e. 留守家庭児童会室や放課後自習教室、塾・習い事等の時間以外の放課後の過ごし方



(2年生)

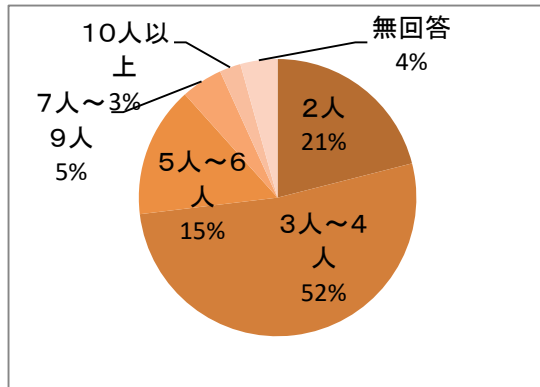


(4年生)

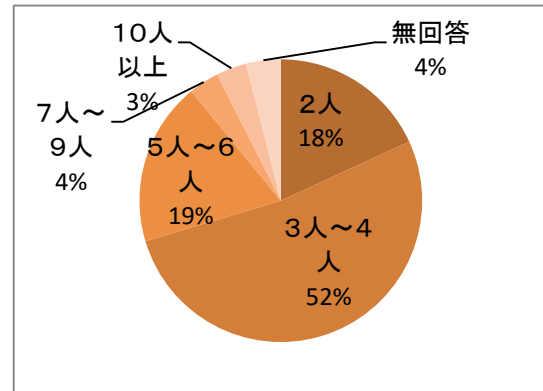
f.放課後の友達との遊び

放課後に友達と遊ぶことがあるかと問うたところ、2年生の82%、4年生の86%が「ある」と回答しました。「ある」と回答した児童に、放課後の友達との遊びについて問うた結果は次のとおりです。

(1)何人の友達と遊ぶか

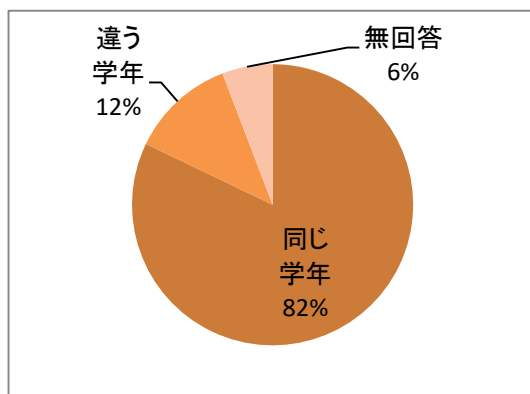


(2年生)

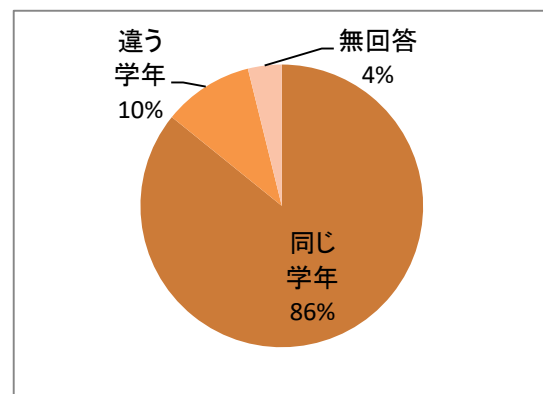


(4年生)

(2)よく遊ぶ学年

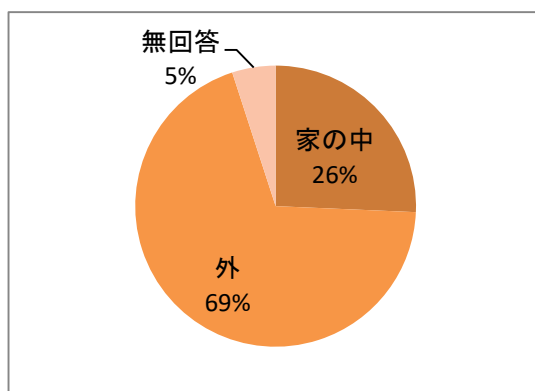


(2年生)

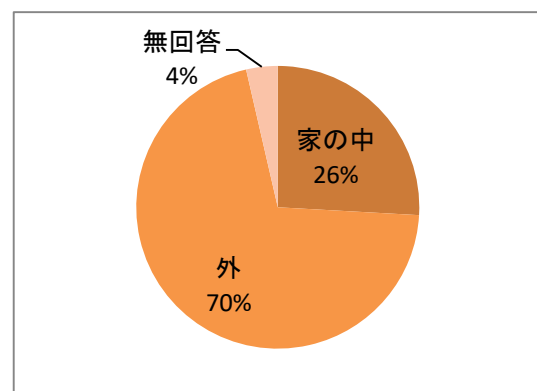


(4年生)

(3)家の中と外と、どちらで遊ぶことが多いか



(2年生)



(4年生)

なお、友達との遊びの内容について問うた、上記とは別の関連質問の結果を見ると、家の中では、2年生・4年生ともゲーム機遊び、外遊びでは2年生は公園の遊具遊びや伝承遊び、4年生はスポーツや集団遊びをすることが多いことがわかっています。

g.これからの放課後の過ごし方についての希望

これからの放課後の過ごし方に関して、いくつかの事例を示し、それぞれについて、これまで以上に時間を増やしたいかどうかを児童に聞いたところ、それぞれの事例で一番多かった希望は次のとおりです。

(1)児童の希望

項目	2年生	4年生
外遊び	増やしたい (46.5%)	増やしたい (40.1%)
友達と過ごす時間	増やしたい (45.5%)	増やしたい (46.7%)
家族と過ごす時間	増やしたい (44.8%)	今までどおり (39.4%)
学習塾への通塾	今までどおり (62.0%)	今までどおり (68.1%)
地域活動	今までどおり (61.2%)	今までどおり (62.2%)
習い事 (文化系)	今までどおり (59.8%)	今までどおり (68.7%)
家での勉強	今までどおり (52.5%)	今までどおり (53.0%)
野外活動や仕事体験などの体験活動	今までどおり (52.2%)	今までどおり (55.4%)
習い事 (スポーツ系)	今までどおり (49.8%)	今までどおり (53.2%)
テレビ・ビデオ観賞	今までどおり (49.7%)	今までどおり (50.0%)
読書	今までどおり (45.4%)	今までどおり (38.1%)
テレビゲーム等を除く室内遊び	今までどおり (44.4%)	今までどおり (52.1%)
家事の手伝い	今までどおり (44.4%)	今までどおり (49.2%)
テレビゲーム等	今までどおり (41.0%)	今までどおり (45.2%)

(注) 上記は、選択肢①増やしたい、②少し増やしたい、③今までどおり、④少し減らしたい、⑤減らしたい、の中から、もっとも比率の高かった選択肢を表示している。

(2)保護者の希望

項目	2年生	4年生
読書	増やしたい (43.3%)	増やしたい (43.2%)
家事の手伝い	少し増やしたい (46.5%)	少し増やしたい (43.9%)
家での勉強	少し増やしたい (38.8%)	少し増やしたい (37.1%)
テレビゲーム等を除く室内遊び	今までどおり (78.2%)	今までどおり (77.7%)
地域活動	今までどおり (69.7%)	今までどおり (68.0%)
習い事 (文化系)	今までどおり (69.1%)	今までどおり (71.8%)
学習塾への通塾	今までどおり (68.4%)	今までどおり (65.8%)
習い事 (スポーツ系)	今までどおり (62.9%)	今までどおり (71.0%)
家族と過ごす時間	今までどおり (59.9%)	今までどおり (61.9%)
友達と過ごす時間	今までどおり (49.5%)	今までどおり (55.5%)
テレビ・ビデオ観賞	今までどおり (48.6%)	今までどおり (47.4%)
テレビゲーム等	今までどおり (47.1%)	今までどおり (40.4%)
外遊び	今までどおり (46.0%)	今までどおり (49.4%)
野外活動や仕事体験などの体験活動	今までどおり (41.4%)	今までどおり (46.1%)

h.調査の自由記述欄からわかる保護者の主なニーズ

(全児童対象の放課後対策関係)

- ・3季休業期間中や土・日曜日の放課後プログラムもほしい
- ・用意されたプログラムではなく、子ども同士で考えて遊ぶ経験が子どもの成長にとって必要であり、そのための環境整備が重要
- ・放課後に学校で、無料または格安で習い事（スポーツ・学習等）ができるようにしてほしい
- ・保護者の就労状況等にかかわらず、放課後に気軽に子どもを預かってくれる制度がほしい

(学校開放関係)

- ・放課後児童が一度帰宅することなく、そのまま自由に子どもたちだけで運動場・体育館を使用できるようにしてほしい
- ・運動場を16時30分～18時30分頃まで開放してほしい
- ・土・日曜日・3季休業期間中も運動場・体育館を開放してほしい
- ・放課後に自由に宿題や時間つぶしができる部屋を用意してほしい

(遊び場関係)

- ・近所にボール遊びが自由にできる遊び場がほしい
- ・子どもが周囲に気兼ねせず、自由に安全に遊べる遊び場が近所にほしい

(学力・体力向上関係)

- ・授業についていけない子どもや基礎を押さえておきたい子どものための補習授業を放課後にしてほしい
- ・英語やパソコンが学べる放課後プログラムを希望
- ・無料か格安で楽しく体を動かすさまざまなプログラムを用意してほしい

(放課後自習教室)

- ・放課後自習教室の開室日数と時間帯を増加してほしい

②課題

半数以上の児童は、留守家庭児童会室にも放課後自習教室にも通っていません。学校外でも、学習塾への通塾者は少なく、また、習い事をしている児童は7割を超えるものの週1～2回が半数以上を占めています。また、放課後に友達と遊ぶ場合は、同年齢の児童3～4人とともに外で遊ぶことが多くなっています。このような状況の中で、児童は、外遊びや友達と過ごすさらなる時間を求めています。

保護者は、児童に読書や家事の手伝い、家庭での勉強の時間を多くして欲しいと希望し、学校での補習授業や放課後自習教室の開室日数と時間帯の増加を望んでいる一方で、自由記述欄に見るように、児童が自由に遊べる環境整備も求めています。

また、3季休業期間中や土・日曜日の放課後プログラムや保護者の就労状況等にかかわらず、放課後の子どもたちが安心して過ごせる場所の確保も求めています。

2. 留守家庭児童会室事業

(1) 現状

近年の社会経済状況に伴う少子化の進行や核家族化の進展、共働き家庭・ひとり親家庭の増加など子育て支援へのニーズが増加・多様化する中、平成 25 年までの数年間、3,000 人程度で推移してきた入室児童数が、平成 28 年度 3,906 人、対象を 5 年までに拡充した平成 29 年度は 4,431 人、全学年に拡充した平成 30 年度は 4,706 人、平成 31 年度は 4,859 人となるなど留守家庭児童会室の入室児童数は年を追うごとに増加しています。

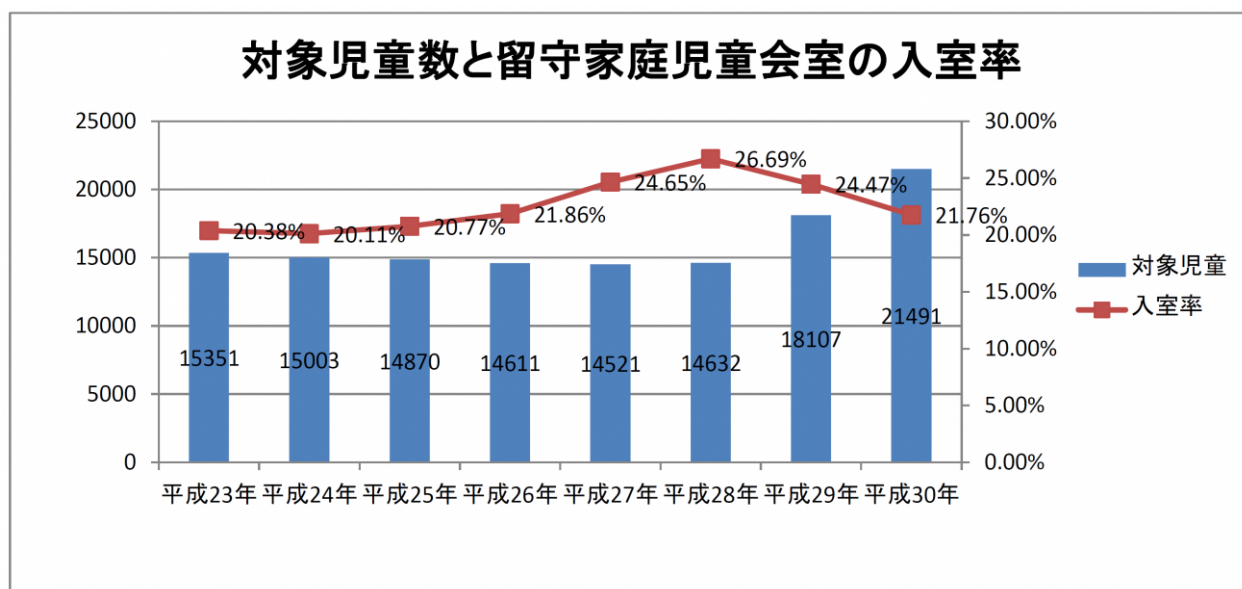
入室児童数の増加に対応するため、弾力運営による定員増をはじめ、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを進め、毎年 1 月末までに入室申し込みのあった全児童を受け入れるなど、入室児童に必要な遊び及び生活の場を提供しています。

(2) 課題

核家族化や地域のつながりの希薄化が進むとともに、共働き家庭の増加や就労形態が多様化する中、留守家庭児童会室では、今後も入室児童数の増加傾向が継続することが想定されます。

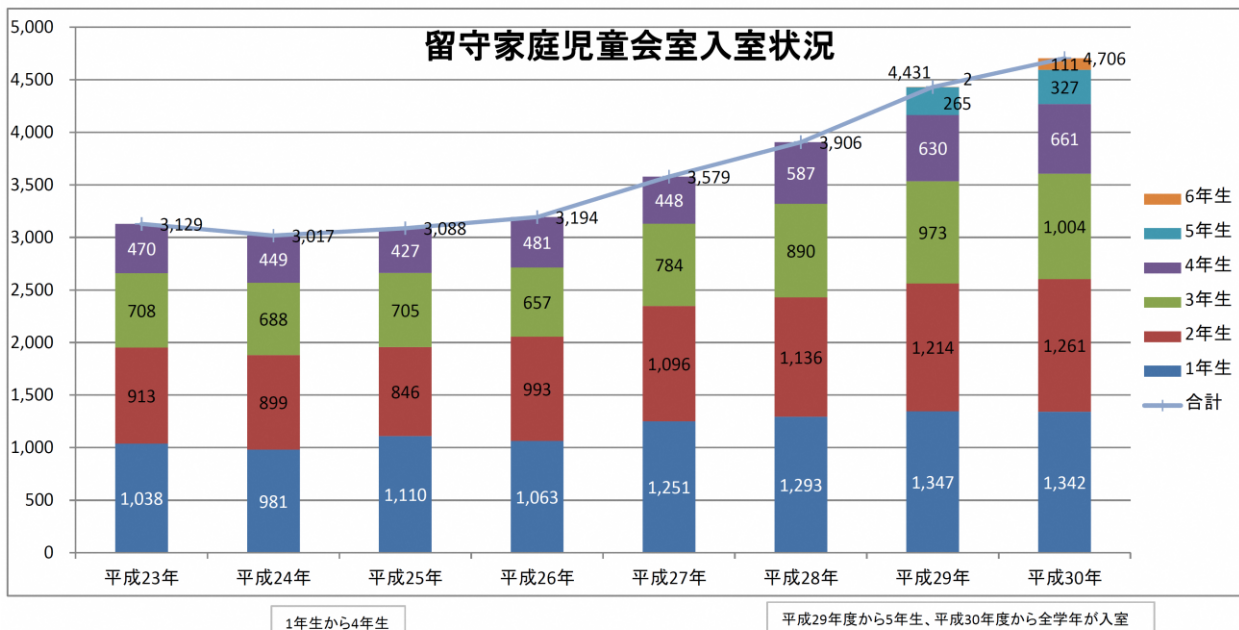
保護者の子育てに対する孤立感や不安感、負担感を緩和し、安心して子どもを預けることができる環境が求められており、運営を担う職員の確保をはじめ早急な対応が必要となっています。

また、留守家庭児童会室運営に必要な専用施設については、この間、「留守家庭児童会室施設整備計画」に基づく施設整備並びに老朽化対策に取り組んできましたが、今後は、普通教室をはじめ学校施設の活用による効果的・効率的な整備に取り組んでいく必要があります。



【入室児童数の推移（平成 23 年度～平成 30 年度）】

平成 23 年度の入室児童数 3,129 人に対し、平成 30 年度の 4 月 1 日入室児童数は 4,706 人となる等、入室児童数の増加は著しい。



◆留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果（概要）

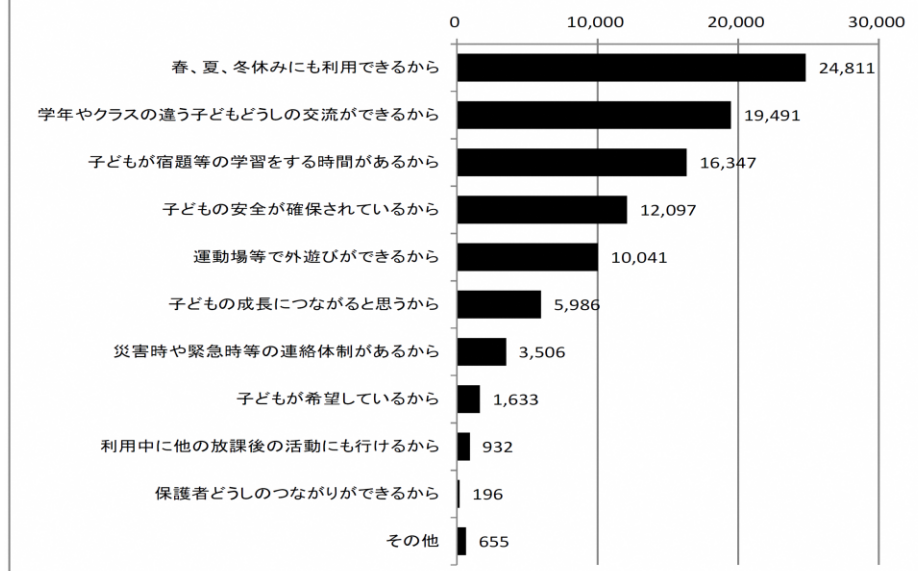
（平成 29 年度 10 月）

留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査は、入室している児童の利用実態や他の放課後等の活動への参加状況と、今後、本市において実施を検討している全ての児童を対象とする放課後の活動に対するニーズを把握し、本基本計画の策定にあたり、必要なデータ収集を行うために実施しました。

そこで明らかになった、保護者の主なニーズは次のとおりです。

a. 留守家庭児童会室を利用する目的や、利用して良いと思うこと

図 33 留守家庭児童会室を利用する目的や、利用して良いと思うことにはどのようなことがありますか。※複数回答の場合は、当てはまる考えに近いものから、順に記入してください。（第 1～11 位の回答数を点数化）



b.調査の自由記述欄からわかる保護者の主なニーズ

(長期休暇中のみの利用について)

- ・春、夏、冬休みのみの留守家庭児童会室の受け入れをしてほしい。
- ・学年があがって平日の利用は必要なくなってきたが、長期休業日、代休日に利用したいので入室している。
- ・高学年になると、留守家庭児童会室を嫌がるが、夏休みなど一人で過ごさせるのは心配であるため、長期休暇時だけでも通室ができれば助かる。
- ・高学年になると、数時間であれば、一人で過ごすことができると思うが、長期休暇（春、夏、冬休み）に10時間以上、一人で過ごさせるのは不安。
- ・3季休業中の保育のために、入室をやめることができない。

(土曜日開室について)

- ・土曜日にも仕事があるので、毎週開室してほしい。
- ・土曜日開室が年に数回では、保護者の実際の勤務体制に合わない。全ての土曜日が難しくても、隔週での開室を考慮してほしい。
- ・不規則な土曜日開室であると、予定を立てることができず、結局仕事を休みにしなければならない。
- ・土曜日の臨時開室は、年に数回で、日程もわかりづらいので、どのように利用したらよいかわからない。

3. 放課後自習教室事業

(1) 現状

市内全小中学校において、主に平日の放課後の時間を利用して行っている学習支援活動。児童・生徒の学習意欲を高め、自学自習力を育むとともに基礎学力の向上を図るため、個々の理解度に応じたプリント学習やタブレット学習ができる学習コンテンツを活用し、各学校の実態に応じて、年間80日程度、開室しています。小学校では、退職教員や地域人材、大学生等を「やる気リーダー」として配置するとともに、民間委託による学習支援員を2学期から配置予定であり、児童への学習支援を行っています。

【実績（小学校）】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開室日数	3,302日	3,816日	3,721日
1校平均開室	73.4日	84.8日	82.7日
延べ参加児童数	92,032人	97,644人	91,774人
1日平均参加人数	27.9人	25.6人	24.7人
やる気リーダー活用人数	163人	164人	164人

平成30年度は、大阪北部地震、台風21号の影響等もあり、小学校45校全体の年間開室日数は3,721日と、平成29年度の年間開室日数3,816日から比べると減少しており、

このことに伴い参加児童数も延べ 97,644 人から 91,774 人へと減少しています。

学校ごとの開催日数は、最大が 97 日で最小が 60 日(平成 30 年度)であり、1 校当りの平均開催日数は年間 82.7 日となり、大半の学校で週 2 日から 3 日以上開室しています。

(2) 課題

「やる気リーダー」については、学校によって登録人数が少ないところがあり、地域人材の安定した確保が課題として挙げられます。また、今後は、今年度試行実施する、民間委託による学習支援員の活用における効果検証から、本教室において、より効果的な人材配置について検討を進めていく必要があります。

4. 放課後子ども教室モデル事業

(1) 概要

①趣旨

次代を担う人材の育成や、子どもにとって望ましい「放課後」の実現のため、全ての就学児童が、放課後等を安全安心に過ごすことができる環境整備が求められています。こうした中、平成 30 年度に全児童対策を試行的に実施することにより、利用者(児童・保護者)ニーズの実態や事業の効果、実施に係る課題及び経費等を分析・検証し、本基本計画に反映させることを目的として、「放課後子ども教室モデル事業」(以下「モデル事業」という。)を実施しました。

②運営の概要

a.モデル事業実施校

市立小学校 4 校(蹉跎小学校・山田小学校・津田小学校・樟葉北小学校)

b.モデル事業の運営

モデル事業は、民間委託により行い、受託事業者が派遣する統括責任者、運営指導員、安全指導員、教室指導員により運営

c.モデル事業の実施期間とその内容

	実施期間	内容
第1クール	平成 30 年 10 月 1 日 ～11 月 17 日	体育館・図書室・指定専用室での児童の活動を支援する事業
第2クール	平成 30 年 11 月 19 日 ～平成 31 年 2 月 16 日	第1クールの内容に体験活動・助言等を加えた事業
第3クール	令和元年 7 月 22 日 ～8 月 24 日	第2クールの内容に学習指導も加えたものを夏季休業期間中に実施する事業

(2) 実施結果

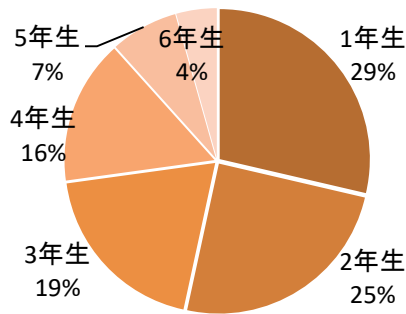
①実績

		[A] 在籍児童数 (人) (注9)	[B] 平均利用 登録者数 (人)	[C] 登録率 (%) (B/A)	[D] 実施日数 (日)	[E] 延参加 児童数 (人)	[F] 1日平均参加 児童数 (人) (E/D)
第1クール	蹉跎	487	183.7	37.7	22	556	25.3
	山田	200	103.4	51.7	22	568	25.8
	津田	616	138.9	22.5	22	692	31.5
	樟葉北	274	78.2	28.5	22	198	9.0
	小計	1,577	126.1	32.0	88	2,014	22.9
第2クール	蹉跎	487	208.4	42.8	50	1,055	21.1
	山田	200	110.9	55.5	50	1,081	21.6
	津田	616	159.9	26.0	51	1,269	24.9
	樟葉北	274	83.8	30.6	51	442	8.7
	小計	1,577	140.6	35.7	202	3,847	19.0
第3クール	蹉跎						
	山田						
	津田						
	樟葉北						
	小計		第3クール実施後に記入 (第3クールは令和元年夏季休業期間中に実施)				
合計	蹉跎						
	山田						
	津田						
	樟葉北						
	合計						

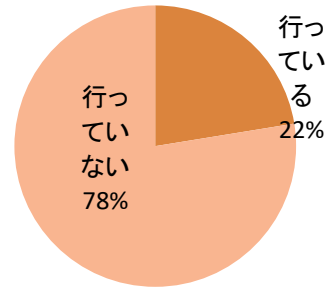
②放課後子ども教室の利用傾向とニーズ (注10)

a. 児童

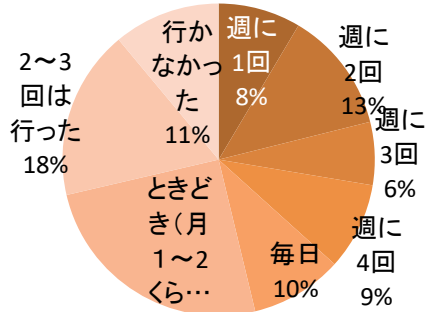
(1)利用した学年



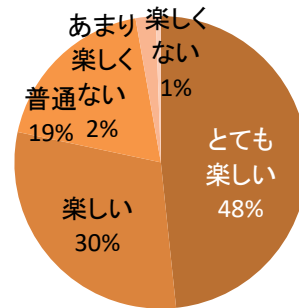
(2)留守家庭児童会室に行っているか



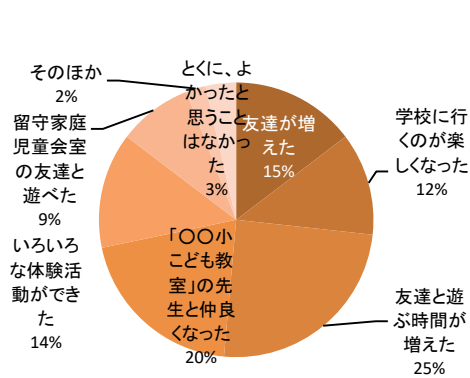
(3)利用する頻度



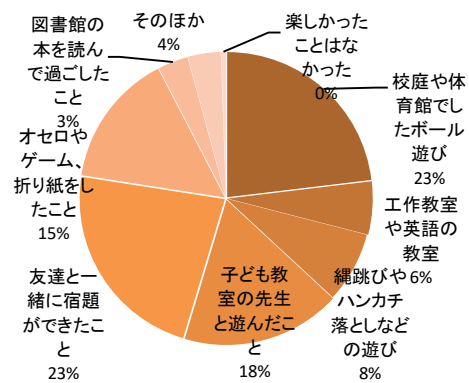
(4)利用して楽しかったか



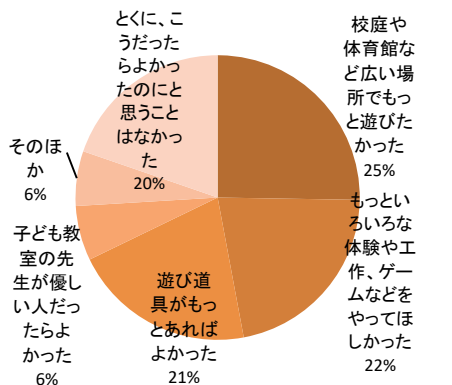
(5)行ってみてよかったこと



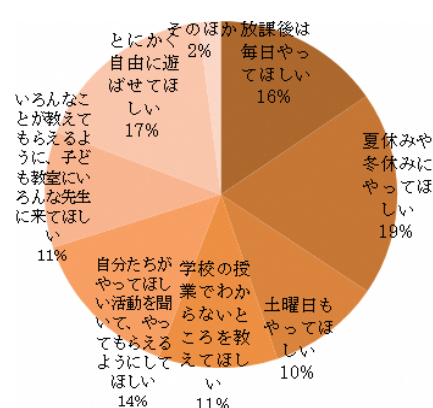
(6)何が楽しかったか



(7)どんなことがしたいか

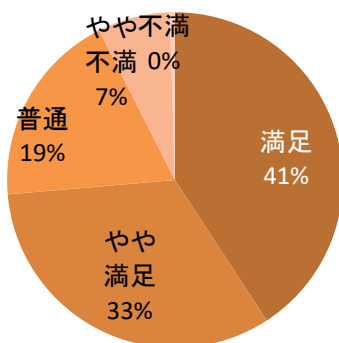


(8)こんな子ども教室があればいい



b. 保護者

(1) 満足度



(2) 「満足」「やや満足」の理由

(数値はアンケート回答数)

学校で自由な時間を過ごすことができた	86	学習や読書の時間が増えた	19
外遊びの時間が増えた	66	学校のことをよく話すようになった	16
他のクラスや違う学年の友達と遊ぶ機会が増えた	48	いろいろなことに積極的に取り組むようになった	10
テレビを見たりゲームをする時間が減った	46	自分で考え、工夫して遊ぶようになった	9
いろいろな体験活動に参加できた	39	年下の子(弟や妹を含む)の面倒を見るようになった	5
お子様の友達が増えた	31	その他	17
学校に行くことを楽しみにするようになった	25		

(3) 「やや不満」「不満」の理由

(数値はアンケート回答数)

施設の自由解放だけでなく、スポーツや遊びのメニューを充実してほしい	9	学習面の指導をもっとしてほしい	3
運営スタッフの対応に不満がある	7	出席カードのシステムが煩雑	3
運営スタッフが少ないので安全面に不安がある	5	運営スタッフが子どもに関わる時間を増やしてほしい	1
他の施設(図書館、特別教室など)も自由に開放してほしい	5	保護者への報告・連絡を確実にしてほしい	0
		低学年も参加しやすいように、運営を工夫してほしい	0

(4) 望ましい実施形態

(数値はアンケート回答数)

夏休みや冬休みなど長期休業中に開催している	152	学習面の指導がある	69
様々な体験ができる教室がある	119	スポーツや運動の指導がある	64
放課後は毎日開催している	110	子ども教室への出席や下校がメールで届く連絡体制がある	54
見守り体制がしっかりしていて安心できる	100	その他	12

(3) 課題

① 放課後子ども教室の全小学校を対象とした実施

モデル事業を実施した結果、留守家庭児童会室に通っていない多くの児童が参加し、児童・保護者ともに満足度が高かったため、全児童を対象とした放課後子ども教室のニーズが高いことが明らかとなりました。また、児童の日常の放課後の時間の過ごし方を見ると、多くの児童が習い事に週1～2回通い、時間があるときは、同学年の児童3～4人という少人数で、外で遊ぶことが多く、異年齢の児童同士で遊ぶ機会は多くないことがわかりました。次代を担う児童の健全な育成を図るためには、安全安心な放課後環境の中で、多くの異年齢の児童と関わりながら過ごすために必要な「3間(時間、空間、仲間)」の確保が求められています。留守家庭児童会室に通う児童には、一定その環境が整備されていますが、すべての児童にこの環境を提供するためには、放課後の遊びやさまざまな体験の機会を提供する、放課後子ども教室の設置が必要です。

モデル事業は、4小学校で実施しましたが、本格実施にあたっては、行政サービスの公平性の確保の観点からも、全45小学校を対象とした実施が求められます。

②ニーズを踏まえた効率的・効果的な放課後子ども教室の実施

モデル事業後に行ったアンケート結果を見ると、児童は、放課後子ども教室で、校庭や体育館等で友達と遊んだり、さまざまな体験をしたいと望んでいます。「児童の放課後の過ごし方に関する調査」においても、児童は「外遊び」や「友達と過ごす時間」を増やしたいと望んでいることがわかりました。また、保護者に対する同アンケート結果では、望ましい放課後子ども教室の姿として、「夏休みや冬休みなど長期休業中に開催している」ことが最もニーズが高く、「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート」結果を見ても、留守家庭児童会室に子どもを通わせる最も多い理由は、「春・夏・冬休みにも利用できるから」です。

これらのニーズや、現在留守家庭児童会室の入室者が増加傾向にあり、放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）と放課後子供教室（放課後子ども教室・放課後自習教室等）の一体的な運用が求められていること、また、本市の財政状況等を踏まえ、全45小学校での放課後子ども教室の本格実施にあたっては、効率的・効果的な実施の観点から、検討が必要です。

5. 放課後対策関連事業の連携

(1) 現状

放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）と放課後子供教室（放課後子ども教室・放課後自習教室等）のそれぞれの事業間での連携状況については、教育委員会内のそれぞれの担当課間で連絡調整を行うとともに、放課後子ども教室に参加していた児童を事業スタッフが留守家庭児童会室まで送り届け、必要な情報交換を行うなど、現場の担当者間での連絡調整を行っています。

また、土曜日に放課後子ども教室を実施する際には、既存の子どもいきいき広場との実施日程の重複を避けるため、相互に情報交換を行っています。

(2) 課題

①学校の教育活動・放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）・放課後子供教室（放課後子ども教室・放課後自習教室等）の連携・調整体制の構築

現在の主な連携体制については、現場での日常の各事業運営の中で、子どもの安全安心の確保を目的として、それぞれの担当者間で必要な情報交換を行っている状況です。

学校の余裕教室は、放課後自習教室等とともに、留守家庭児童会室や地域の活動にも使用されており、今後は放課後子ども教室としての利用も検討する必要があります。今後さらに各事業の利用者が増加した場合、余裕教室不足の事態も考えられ、限りある教室の有効活用にあたっては、学校との連携・調整が欠かせません。また、校庭や体育館の使用にあたっては同様です。

留守家庭児童会室と放課後子ども教室は、それぞれ福祉施策と教育施策として実施しており、本来の事業目的は異なりますが、放課後の児童の居場所と豊かな放課後環境を提供している点で共通しており、両者の緊密な連携により、相互に事業効果を高めることが期待できるため、これまで以上の連携が求められています。モデル事業実施時には、留守家庭児童会室への引継ぎに課題があったとの指摘もあり、児童の安全安心の確保の観点からも、さらなる連携が必要です。

児童の安全安心の確保にあたっては、防災、緊急時対応の観点から、緊急時対応マニュアルの策定だけでなく、避難訓練等における連携等の具体化も求められます。

放課後における学習面を支える放課後自習教室等は、留守家庭児童会室や放課後子ども教室の開設時間帯と同時間帯に実施しており、児童の学力向上と、豊かな遊びやさまざまな体験の二つの価値の間で、両者をどのようにバランスよく組み合わせるかなど、緊密な連携の中での検討が必要です。

②それぞれの事業効果を高めるための情報交換と総合的な事業運営

放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）・放課後子供教室（放課後子ども教室・放課後自習教室等）それぞれが、効率的・効果的に事業効果を高めるためには、それぞれの事業を担当する部署が、個別に事業内容を検討・実施するだけでなく、各事業の枠を超えた情報交換を行い、それぞれでプログラムへの参加を働きかけることで、事業の相乗効果により、全児童の放課後環境を充実させようとする姿勢が重要です。各事業の実施にあたっては、子どもいきいき広場を含む、小学校内で実施している全ての放課後対策事業等を視野に入れて、互いに事業内容の調整を行うなど、総合的で効率的・効果的な事業運営を目指すことが必要です。

6. 財源の確保

留守家庭児童会室及び放課後自習教室については、小学校 45 校で実施していますが、今後運営手法等の見直しを図るなど、さらなる効率的・効果的な運営に努めることが必要です。

放課後子ども教室の本格実施にあたっては、本市の財政状況、全児童を対象とした放課後対策の必要性、児童・保護者のニーズ、留守家庭児童会室登録児童や放課後自習教室登録児童を含む放課後子ども教室への児童の参加状況等を踏まえ、実施する期間・回数・時間帯等について精査した上で、実施に移すことが必要です。

また、留守家庭児童会室や放課後自習教室の運営手法の見直しを行い、放課後子ども教室も含めた総合的な運営により効率化を図るなど、事業の実施にあたっては、事業を組み合わせることにより事業効果をさらに高めるとともに効率化を図り、経費の抑制に努める必要があります。

第3章 計画の体系

1. 基本理念

～子どもの「放課後」を豊かに～ 放課後の再生

「放課後」とは文字通り「課業から解放された後の時間」を意味し、子どもたちにとっての自発的、自主的な諸活動が行われる自由な時空間です。本市では、放課後を単に授業終了後の時間と捉えるのではなく、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動に参加していない児童・生徒の時間」と捉え、土・日曜日、三季休業期間中を含むものと考えます。こうした自由な時空間で、仲間とともに思い思いの遊びを行ったり、一緒に宿題や学習をしたり、時にはゆっくりとした時間を過ごしたりすることによって、子どもたちは学力を向上させ、また、仲間の大切さや同年齢・異年齢の仲間との人間関係の構築の仕方や、自分たちでルールを作り、自分たちで自主的にルールを守ることなどを理屈ではなく体験として学び、自主性や社会性、創造性といった諸能力を自ら育て、生きる力を身に付けていきます。

この自由な時空間での仲間と過ごす体験不足が、現在の児童の発達にさまざまな影響を与えています。次代を担う子どもにとって、今、求められているのは、その発達段階において、誰もが経験しておくべき、自由な時空間で仲間とともに過ごす豊かな時間と場です。

以上から、本市では、学校の敷地内で、安全安心な環境を整え、留守家庭児童会室、放課後子ども教室、放課後自習教室等が緊密に連携しながら、児童の自主性や社会性、創造性等の育成に重要な役割を果たす、仲間とともに自由に過ごす時間と場を放課後の児童に提供し、かつての子どもが当たり前のように経験してきた豊かな放課後の再生に努めます。

2. 基本的な考え方

(1) すべての児童が自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備

①すべての児童の安全安心な居場所の確保

地域社会の中に、放課後のすべての児童にとって安全で安心して過ごすことができる場所があるということは、地域社会の中に児童にとっての“居場所”が存在することを意味します。そこに行けば自由に過ごすことができ、共に遊ぶことができる友だちがいる場所があることが、豊かな放課後環境整備の第一歩です。本市では、自由にかつ自主的に創造力を働かせながら活動できる子どもの時間、安全に自由に遊べる空間、同年齢だけでなく、異年齢の児童も含む仲間の3間の確保・充実に向け、学校敷地の中に、放課後の遊びや様々な体験活動ができる環境を目的意識を持って確保します。

②発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境の確保

すべての児童にとっての豊かな放課後を整備するに際しては、「日常生活に必要なとなる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活のできる

環境の確保」という機能が十分に担保される必要があります。

小学生の時期は、教師や保護者等よりも友達を大事にし始める時期で、自分たちを指導する教師や指導者、保護者から集団の形で自立して、仲間だけで群れて遊ぶようになる時期です。この子ども集団は、それぞれの自発的な協働と同意によって行動を決め、同じ権利を持ち、同じ責任や義務を負う、公平が支配する集団です。この集団における自主的な規則の制定と自立的な規則の尊重という体験が、子どもの自立を促す重要な役割を果たします。しかし仲間集団でのこれらの体験が少なかった児童は、その体験不足から、仲間との公平で自立的な人間関係を構築する発達段階を乗り越えられず、思春期以降につまずくことも考えられます。

放課後子ども教室や留守家庭児童会室では、この発達段階を意識して、児童の自由な仲間とのふれあいや、遊びを通じた社会性や自立性の育成を目指すとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動を実施し、子どもの興味や関心などの好奇心をひきつけ、子どもの可能性を広げ、健やかな成長を促します。

また、配慮を要する児童の参加に適切に対応するため、それぞれの事業の内容に応じた必要なスタッフの配置等、体制の整備を行います。

(2) 児童が自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ

児童の心と身体を健やかに成長・発達させていくためには、児童の自主性を尊重しながら、発達過程や状況に応じて、柔軟かつ多様に関わる存在がいることが有効です。放課後子ども教室では、ときに児童に遊びや文化を伝え、楽しさやくやしさを共感しあい、孤立している児童同士をつなげていたり、児童のトラブルの解決を援助したり、児童が予測・回避できないような危険を取り除き安全を確保し、時にはあえて口も手も出さず温かく見守るなど、多様なかかわりを行う、児童との関わりについて見識のあるスタッフを配置して、必要な働きかけを行い、児童の発達を促します。

①多様な関わりを行う大人の存在の必要性（遊びの支援、トラブルの回避）

スタッフの配置にあたっては、児童との多様な関わりを可能とするために、(1)直接的に児童に関わるための知識と技能を有したスタッフ、(2)様々な文化や技術を児童に伝承することができるスタッフ、(3)(1)と(2)をつなぎ全体をコーディネートしていくスタッフ（コンシェルジュ的な機能を担う）を配置し、三者が連携して事業効果を高めます。

②子どもの権利を守り、具現化するための大人の連携

現在の放課後子ども教室モデル事業は、民間事業者に運営を委ねていますが、地域の中には、さまざまなノウハウやネットワークをお持ちの大人がおられます。これら大人のマンパワーやネットワークを活用すれば、さらに放課後子ども教室の中身を充実させることが可能です。今後は、これらの人材の活用についても検討を進めるとともに、子どもの成長・発達に関わる「子どもの最善の利益の尊重（児童福祉法）」「心身ともに健康な国民の育成（教育基本法）」「障害の有無に拠らない

共生社会の実現（障害者差別解消法）」という理念を包含した“子どもの権利”を守り、具現化していくために必要な大人の連携と協力という考え方も念頭に、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）（注11）の視点も踏まえ、児童の放課後対策の充実に努めます。

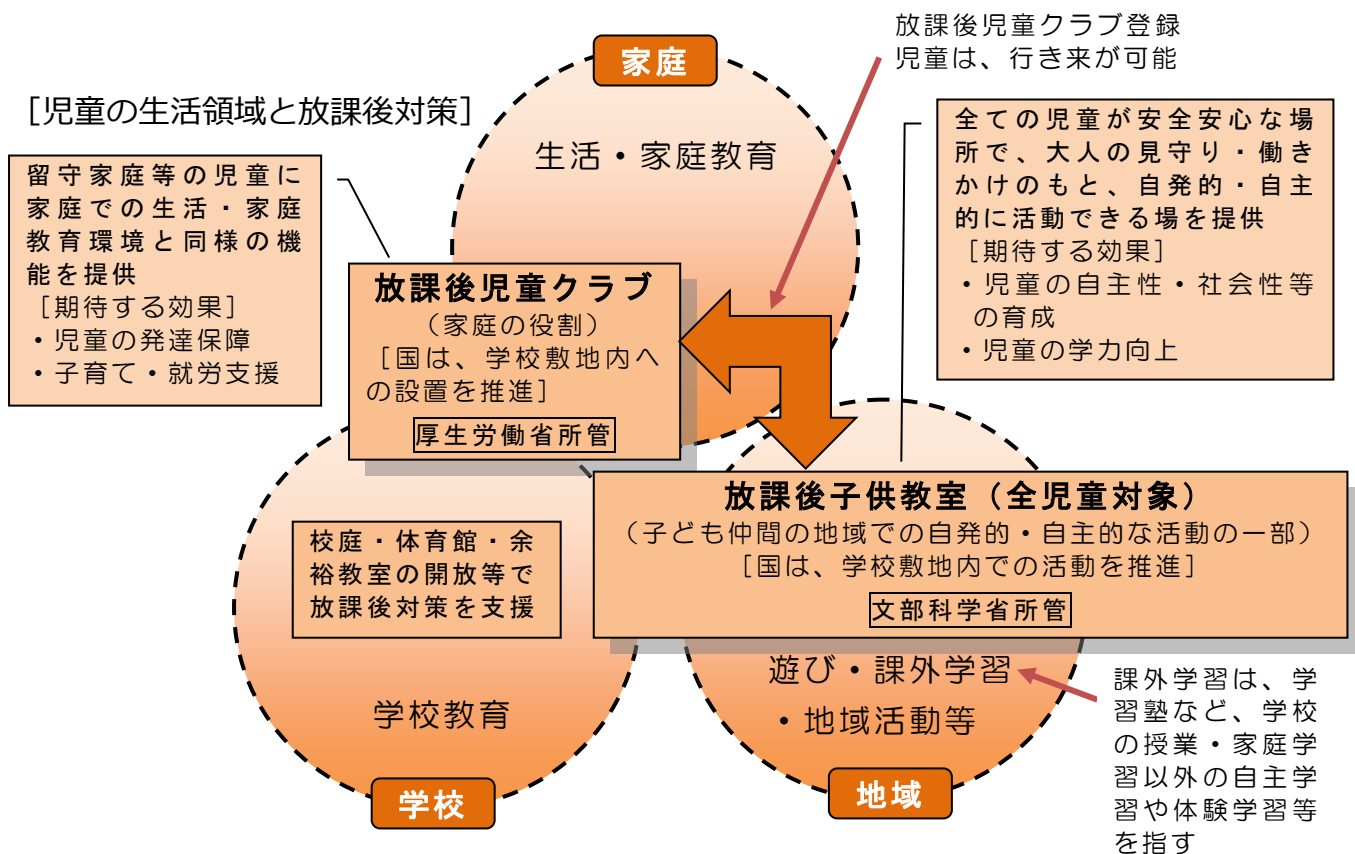
3. 児童の生活環境の変化に応じた放課後対策の実施

児童の生活環境が激しく変化し、3間の喪失が指摘されて久しい状況下において、安全安心な環境を確保し、児童の豊かな放課後環境を整備することは、児童の育成支援、健全育成等に関わる行政をはじめ、保護者、地域住民すべての責務や願いです。

また、人口と労働人口が減少しつつある現在において、活力あるわが国と本市の維持・発展のためには、生産年齢人口に占める勤労者の割合の増加が必要です。児童の豊かな放課後環境の整備にあたっては、児童の保護者が働きやすい環境整備の視点も欠かせません。

このように、児童の放課後対策は、放課後における児童を対象とした社会教育の問題であるだけでなく、保護者が安心して働けるよう、児童が放課後を安全安心に、かつ豊かに過ごす環境を提供し、児童の育成支援や発達保障、子育て支援を行う社会福祉の問題でもあります。

以上を踏まえ、本市では、安全安心な環境を確保しやすく、広い運動スペースや児童が過ごす居室が確保できる地域の中の学校に着目し、新たに全児童を対象とした放課後子ども教室を本格実施するとともに、同じく学校で実施している既存の留守家庭児童会室や放課後自習教室等と緊密な連携をとり、それぞれの事業目的を踏まえながら、本市の実情に応じた児童の放課後対策を総合的かつ効率的・効果的に進めます。



[本市における児童の豊かな放課後環境整備のイメージ]

児童の放課後対策において
求められているもの

児童の学力向上

児童の自主性・社会性等の育成

児童の発達保障

子育て・就労支援

これを
実現するには

かつての子どもが当たり前の
ように過ごしていた、
「安全安心な『空間』で、
『仲間』と過ごす『時間』」
(3間)をすべての児童に用
意することで、現代の児童に
も、豊かな放課後を体験して
もらうことが必要

求められているのは

放課後の再生

この考え方を
具体化

学校敷地内

学校教育

総合的かつ効率的・効果的な放課後対策

連携

放課後自習教室等

学力向上

全児童が対象

放課後子ども教室

自主性・社会性の育成

放課後子供教室

留守家庭児童会室

発達保障、子育て・就労支援

放課後児童クラブ

それぞれの事業
目的を踏まえた
連携

三者の総合的な運営による相乗効果とコストの抑制

第4章 これからの放課後対策の方向性

1. 留守家庭児童会室事業

平成30年9月に国が示した「新・放課後子ども総合プラン」では、「放課後児童クラブと放課後子ども教室を小学校内で一体型として1万箇所以上で実施」、「両事業を新たに整備等する場合には学校施設を徹底的に活用」などの目標が掲げられています。

このような中、放課後子ども教室の本格実施を見据え、留守家庭児童会室の実施趣旨や目的を踏まえつつ、民間活力等も含めた様々な実施手法や効果的な施設整備、開室日時など事業スキームの構築について検討を行います。

近年、留守家庭児童会室の利用ニーズが拡大し、その受け皿の確保が課題となる中、入室児童数の増加に対応するため、早い段階から小学校との協議を実施してきました。今後も引き続き、各児童会室の利用ニーズを踏まえ、小学校との協議を適宜実施していきます。

運営における職員確保については、市広報誌「広報ひらかた」、市ホームページのほか、民間求人誌（広告やフリーペーパー）の活用等この間取り組んできた手法に加え、民間求人サイトの活用などに取り組みます。

職員の資質向上については、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように子どもたちの援助を行うため、引き続き、職員研修に取り組みます。

施設整備については、これまで取り組んできた、普通教室（余裕教室）の改修、普通教室の借用（改修なし）、更衣室の半分の改修と残り半分のタイムシェアリング活用、特別教室のタイムシェアリング活用等に取り組むとともに、良好な授業中の学習環境と放課後の保育環境を併せ持つ校舎整備に取り組みます。

これら育成支援等の内容については、各留守家庭児童会室に設置されている保護者会に対し、懇談会等を通じて周知を行います。

2. 放課後自習教室事業

放課後自習教室は、平成20年度から児童・生徒の自学自習力の育成や基礎学力の向上を目的として実施してきました。小学校において実施されている事業内容が、国庫補助対象の要件を備えていることから、平成23年度からは放課後子ども教室としての位置づけを行った上で、事業を継続しています。

令和元年度（2019年度）は、本教室のさらなる充実に向け、これまで配置をしてきた退職教員や地域人材、大学生等による「やる気リーダー」に加えて、専門的な知識や技能を持つ学習支援員を民間委託により2学期から配置予定であり、児童の学習支援を行います。また、放課後子ども教室モデル事業実施校の4校において、集団学習教室を試行実施し、放課後における最適な学習環境の実現に向けて検証を進めていきます。

今後、新たな放課後子ども教室のあり方を検討するにあたっては、現行の放課後自習教室の目的とその効果を十分に踏まえた上で、放課後子ども教室のプログラムとの役割分担等を検討していく必要があります。検討にあたっては、子どもたちの学習意欲を高め、自学自習力を育むとともに、新学習指導要領で求められている資質・能力の育成を図るといった目的を踏まえ、放課後子ども教室と放課後自習教室が相乗効果を発揮できるような実施手法を検討していきます。

3. 放課後子ども教室事業

自由で自主的な多くの仲間との遊び体験を通して、児童は自主性や社会性、創造力等を身につけ、社会の中で生きていくことができる思春期以降のアイデンティティの確立や自立に備えますが、現代の児童が日常の生活環境の中で、多くの同年齢・異年齢の子どもと過ごす時間や安全安心な場所はあまり多くありません。留守家庭児童会室に通う児童は、安全安心な学校の中で、多くの子どもと自由に過ごす機会に恵まれています。児童の発達を促す観点からは、この機会を留守家庭児童会室に通う児童だけでなく、全ての児童が享受できるようにすることが必要です。

また、放課後子ども教室モデル事業のアンケート調査等でも、児童が友達と遊べてうれしかったと思え、友達と遊ぶ機会をもっと増やしたいと望んでおり、保護者も児童をモデル事業に参加させたことに肯定的な印象を持っていることが明らかとなりました。

一方、放課後子ども教室モデル事業には、多くの留守家庭児童会室入室児童の参加があり、中には放課後子ども教室モデル事業にのみ参加し、留守家庭児童会室にはその日登室しなかった児童もいました。このことは、放課後子ども教室が、留守家庭児童会室に通う一部の児童のニーズを受け止め、増加を続ける留守家庭児童会室ニーズの受け皿として機能したことを表しています。

以上を踏まえ、放課後子ども教室については、効率的・効果的な事業運営の観点から、留守家庭児童会室や放課後自習教室等と合わせた総合的な運営体制による事業実施の検証等を経て、本市の財政状況等も踏まえ、モデル事業から市立小学校全 45 校での本格実施に向けて、必要な作業を進めます。

4. 留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の総合的かつ効率的・効果的な運営と連携

児童の放課後対策を総合的に進めるにあたっては、留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等のそれぞれが、緊密に連携しあい、必要な情報交換を行う体制を整えます。また、それぞれの事業目的の達成を目指しつつ、各事業を総合的に運営することによる相乗効果の向上と、本市の財政状況を踏まえた効率的・効果的な事業運営の観点から、総合的な運営を行う望ましい主体について、幅広く検討していきます。

さらに、地域には、これまでの人生の中で培ってきた、さまざまなノウハウをお持ちの方がおられます。これからの放課後対策の推進にあたっては、このさまざまなノウハウをお持ちの地域の方々と連携し、事業の中身の充実を図っていくことで、さらなる事業効果の向上に努めます。

第5章 計画的な放課後環境の整備

留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等それぞれを総合的に運営し、これまで以上に事業効果を高めていくためには、小学校の余裕教室等の活用や、福祉事業である留守家庭児童会室と社会教育事業である放課後子ども教室・放課後自習教室等の連携方策等について検討しつつ、計画的に整備を進めることと目標事業量の設定が有効です。

本計画は、国が策定した令和5(2023)年度までを計画期間とする「新・放課後子ども総合プラン」において作成が求められている市町村行動計画に該当し、同プランで行動計画に盛り込むべきとされた目標事業量等について示すものです。

また、本計画は、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら進める必要があることから、令和元年度で計画期間が満了する「枚方市子ども・子育て支援事業計画」に続く、現在策定作業中の次期計画の内容を踏まえながら、事業の実施に努めます。

1. 国が掲げる目標と現在の本市の状況

国が掲げる目標	本市の状況
令和3(2021)年度までに放課後児童クラブ(留守家庭児童会室)の待機児童を解消	令和元年度現在、市内総受入枠としては、留守家庭児童会室入室希望の総需要を満たすだけの受入枠を用意しているが、地域的な偏りがあり、年度途中に一部待機児童が発生。
令和5(2023)年度までに全ての小学校区で放課後児童クラブ(留守家庭児童会室)と放課後子供教室(放課後子ども教室・放課後自習教室等)を一体的または連携(注12)して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施	本市では、全45小学校内で留守家庭児童会室(放課後児童クラブ)と放課後自習教室(放課後子供教室)を実施しており、国の目標をすでに達成済み。今後、放課後子ども教室モデル事業における検証結果を踏まえ、一体型(総合型)子ども教室の実施について検討を進める。
学校施設を徹底的に活用し、令和5(2023)年度までの間に新たに開設する放課後児童クラブ(留守家庭児童会室)の約80%を小学校内で実施	本市では、全45小学校内で留守家庭児童会室(放課後児童クラブ)を余裕教室等も活用しながら実施しており、国の目標をすでに達成済み。
子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割の徹底と子どもの自主性・社会性のより一層の向上	放課後児童クラブ(留守家庭児童会室)の目的である基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように子どもたちの援助を行うため、職員研修を通して、職員の資質向上を図っている。

2. 計画的な放課後環境整備の内容

(1) 留守家庭児童会室事業

留守家庭児童会室は、現在一部の留守家庭児童会室で待機児童が発生していますが、今後、この解消に向け、年度ごとの小学校の児童数推計に基づく留守家庭児童会室の量の見込みを算出するとともに、余裕教室の活用や特別教室等のタイムシェアリング等も検討し、総合的な放課後対

策の中で待機児童の解消を図っていきます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全45校での実施	達成済み					
待機児童解消	早期の待機児童解消 (当面令和3年度での解消を目指す)			以降待機児童を発生させないように 対応を継続		
余裕教室等の有効活用	待機児童解消に向けて、余裕教室の活用を図るとともに、特別教室等の タイムシェアリング等の手法により居室の確保を図る					

目標事業量（留守家庭児童会室児童数と小学校児童数の推移見込み） 令和2年度 - 令和6年度（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
留守家庭児童会室	5,014	5,188	5,371	5,491	5,548
小学校	20,692	20,230	19,805	19,313	18,791
入室率	24.2%	25.6%	27.1%	28.4%	29.5%

※入室率については、過年度（H26～31）を踏まえ、1～4年生の入室率は、今後も増加傾向が継続、5、6年は、横ばいで推移するものとして算定。なお、今後の放課後子ども教室事業の進捗状況により、児童会室児童数は変動する。

（2）放課後自習教室等事業

放課後自習教室は、すでに全45小学校で実施しており、国の設置目標は達成しています。今後はその質の向上、参加者の増加等を目指すとともに、試行的に実施している民間委託による学習支援員の配置及び集団学習教室の検証結果も考慮して、より効果的な学習環境の整備に努めます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全45校での実施	達成済み					
より効果的な学習環境整備	質の向上、参加者の増加					
	集団学習 教室試行 実施	集団学習教室の試行実施の結果を踏まえ、その後の実施について検討				

目標事業量（放課後自習教室への延べ参加児童数） 令和2年度 - 令和6年度（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ参加児童数	93,800	94,700	95,600	96,500	97,400

（3）放課後子ども教室事業

放課後自習教室等と合わせて、児童の放課後対策のさらなる充実を図るため、放課後子ども教室モデル事業の実施結果やモデル事業参加者及びその保護者のニーズ、留守家庭児童会室に入室している児童の保護者のニーズ及び本市の財政状況等を踏まえ、全45小学校での放課後子ども教室実施に向けて、順次本格実施します。

実施にあたっては、行政サービスの公平性確保の観点から、全校・全児童を対象として事業を実施する方向での検討が必要ですが、全校での年間を通じた実施には、多額の経費を要することから、これまでのアンケート等で明らかとなったニーズも踏まえ、余裕教室等も活用しながら、

本市の実情に応じた放課後子ども教室を順次実施していきます。また、留守家庭児童会室や放課後自習教室との総合的な運営体制を整えることで、事業の相乗効果を高めながら、効率的・効果的な事業運営に努めます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 45 校での実施	全校・全児童が参加できる放課後子ども教室の順次実施 → (財政状況等を踏まえ、順次実施)					
余裕教室の活用	放課後子ども教室の実施にあたっては、余裕教室も活用して、活動の場の確保に努める					

目標事業量（全 45 校での放課後子ども教室の本格実施）令和 2 年度 - 令和 6 年度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 45 校での実施	放課後子ども教室・留守家庭児童会室・放課後自習教室等との総合的な運営体制による放課後対策の試行とその検証				以降順次本格実施

(4) 総合型の留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の計画的な整備

留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の総合的な利用を進め、児童の安全安心を確保しながら、それぞれの事業効果を高めるためには、それぞれの事業目的を踏まえながら、各事業担当者間での良好な連絡・調整が欠かせません。今後は、各事業の現場担当者や所管部署間での緊密な連絡調整をさらに積極的に行います。また、効率的・効果的な事業運営の観点から、それぞれの事業効果と 3 事業の相乗効果を高めるため、専門性を有する民間事業者へ各事業を一体的、または部分的に委ね、その効果を見定めることも、今後の放課後対策のあり方を考える上でも必要です。したがって、総合的な放課後対策を効率的・効果的に進めるため、民間事業者やNPO等による包括的な運営も含めた総合型（注 1 3）の事業運営にも取り組みます。

さらに、包括的な事業運営にあたっては、事業主体自らが事業を実施するだけでなく、さまざまなノウハウをお持ちの地域人材も積極的に活用して、事業の中身の充実を図るよう事業者等に働きかけていきます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合型による全 45 校での実施	全 45 校の小学校内で留守家庭児童会室及び放課後学習教室を実施しており、設置目標は達成済み					
福祉部局と教育委員会の連携	国は、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子ども教室との連携に関し、福祉部局と教育委員会の具体的な連携方を求めているが、本市では教育委員会が留守家庭児童会室事業を所管しており、放課後子ども教室等との連携関係の構築はすでに達成済み					
より総合的かつ効率的・効果的な運営を進めるための取組	日常の連携は、各事業者間の情報交換により児童の安全安心を確保する。また、必要に応じて、担当者間、所管部署間での検討会議を実施する。					
	各事業を包括的に担う民間事業者等による運営など、より総合的かつ効率的・効果的な運営が可能となる組み合わせを見定めて、総合型の運営を進める					

(注釈)

(注 1) 小1の壁

保育園等を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全安心な放課後等の居場所を確保する必要性に迫られ、これを確保できなければ、夫婦いずれかが仕事をやめざるを得なくなる場合もあり、これを「小1の壁」と呼んでいる

(注 2) 放課後子ども教室モデル事業

「子ども教室」とは、全児童を対象に、放課後に小学校の余裕教室等を活用して児童の安全安心を確保しながら、児童が自主的に活動できる環境を整備し、さまざまな体験活動等を提供する取り組み。利用者（児童・保護者）ニーズや事業の効果、実施に係る課題及び経費等を分析・検証し、本基本計画に反映するため、平成 30 年 10 月から平成 31 年 2 月、令和元年 7 月から 8 月にかけて試行的に実施した事業。

(注 3) 保護者や子どもたちにアンケート調査

モデル事業に参加した児童とその保護者、学校及び留守家庭児童会室に対してアンケート調査を実施した（放課後子ども教室モデル事業利用者アンケート[平成 30 年 11 月〈第 1 クール分〉・平成 31 年 2 月〈第 2 クール分〉]）。

(注 4) 新・放課後子ども総合プラン

平成 26 年 7 月に、小 1 の壁を打破するとともに、次代を担う人材育成の観点から、厚生労働省と文部科学省が連携して、全児童を対象として一体的な放課後対策を打ち出した「放課後子ども総合プラン」に続く、平成 30 年 9 月に打ち出された次期プラン。

(注 5) 枚方市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定した計画（現計画は、平成 27 年 3 月策定。次期計画は、令和元年度中の策定に向けて策定作業を進行中）

(注 6) 放課後児童クラブ

本市の留守家庭児童会室に相当

(注 7) 放課後子供教室

本市の放課後自習教室・集団学習教室（試行）事業及び放課後子ども教室モデル事業に相当

(注 8) 児童の放課後の過ごし方に関する調査

調査結果は「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書」（平成 29 年 1 月 枚方市教育委員会）にまとめた。

(注 9) 在籍児童数

第 1・第 2 クールは、平成 30 年 5 月 1 日現在の数値。第 3 クールは令和元年 5 月 1 日の数値

(注 10) モデル事業の利用傾向と児童・保護者のニーズ

本データは、体験活動も含めた事業を行った第 2 クール時に行ったアンケート結果をもとに示しており、夏季休業中に関する内容のものは第 3 クール時のアンケートを元に示している。

(注 11) ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という理念。「社会的包摂」と訳される。この考え方は、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支えあおうとする福祉的な視点や、子どもはそれぞれ特別な教育的ニーズを持っているため、さまざまな子どもが学習集団にいることを前提とした学習計画や教育体制に組み替えて、すべての子どもを包み込んでいこうという教育的な視点となって現れている。

(注 12) 一体的または連携

国の言う「一体的」は、小学校敷地内で「放課後児童クラブ（本市の留守家庭児童会室）」及び「放課後子供教室（本市の放課後子ども教室及び放課後自習教室等）」を連携して実施している状態を指し、「連携」は、放課後児童クラブを学校外の児童館等で実施しているなど、いずれかを学校外で実施しな

がら、互いに連携して事業を進めている状態を指す。

(注 13) 総合型

国が示す「一体型」とは、同一の小学校敷地内で「放課後児童クラブ（本市の留守家庭児童会室）」と「放課後子供教室（本市の放課後子ども教室及び放課後自習教室等）」の両方を実施しているもので、本市が示す「総合型」とは、両事業を同一の実施主体が担うことにより、より効率的・効果的な運営を確保するものをいう。

(資料) 児童の放課後対策審議会 委員名簿および審議経過

1. 審議会委員

	氏名	所属
1	荒木 勇	枚方市留守家庭児童会室保護者会
2	植田 育司	枚方子どもいきいき広場アドバイザー
3	遠藤 和佳子	関西福祉科学大学子ども社会福祉学科教授
4	大西 雅裕	神戸女子大学文学部教育学科教授
5	栴山 佐由里	枚方市小学校長会
6	後閑 容子	摂南大学看護学部名誉教授
7	代田 盛一郎	大阪健康福祉短期大学教授
8	蔦田 夏	NPO法人関西こども文化協会
9	中口 武	枚方市コミュニティ連絡協議会
10	石橋 勇治 (令和元年6月から) 藤原 一鶴 (令和元年5月まで)	枚方市PTA協議会
11	横山 亜津子	枚方市民生委員児童委員協議会

2. 審議経過

	開催日	審議会
1	平成 29 年 9 月 27 日	第 1 回 児童の放課後対策審議会
2	平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回 児童の放課後対策審議会
3	平成 29 年 12 月 22 日	第 3 回 児童の放課後対策審議会
4	平成 30 年 1 月 29 日	第 4 回 児童の放課後対策審議会
5	平成 30 年 3 月 28 日	第 5 回 児童の放課後対策審議会
6	平成 30 年 6 月 1 日	第 6 回 児童の放課後対策審議会
7	平成 30 年 10 月 30 日	第 7 回 児童の放課後対策審議会
8	平成 30 年 12 月 4 日	第 8 回 児童の放課後対策審議会
9	平成 31 年 3 月 4 日	第 9 回 児童の放課後対策審議会
10	令和 元年 7 月 12 日	第 10 回 児童の放課後対策審議会